

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第11号

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会議事規則の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第8条第1項第6号」を「第8条第1項第7号」に改め、同条第12号中「第39条第3項」を「第39条第4項」に改め、同条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第58条の2第2項の規定による業務の状況の報告

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)